令和5年第3回邑楽町議会定例会議事日程第4号

令和5年9月14日(木曜日) 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 認定第1号 令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第2号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第3号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第4号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第5号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員(13名)

1番 山 本 裕 子 三ツ村 由 紀 議員 2番 議員 武 井 清 二 3番 議員 4番 新村 貴 紀 議員 5番 神 山 均 議員 7番 佐藤 富 代 議員 小久保 9番 黒 重 利 8番 隆 光 議員 田 議員 10番 松 茂 喜 議員 瀬山 登 議員 11番 島 塩 井 原 義 裕 議員 12番 早 苗 議員 13番 14番 松 村 潤 議員

○欠席議員(1名)

6番 蟹 和 孝 一 議員

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

子 金 正 町 長 半 町 田 康 幸 副 長 長 藤 江 利 久 教 育 松 崎 嘉 雄 総 務 課 長 齊 財 政 藤 順 課 長 橋 本 光 規 企 画 課 長 淳 横 税 務 課 長 山 住民保険課長 Ш П 哲 벤 金 子 佐 知 枝 福祉介護課長 久 保 田 裕 健康づくり課長 中 繁 正 浩 子ども支援課長 農業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 吉 享 史 田 小 商工振興課長 島 拓 建設環境課長 井 孝 浩 金 新 之 都市計画課長 島 輝 会計管理者兼会計課長 築比地 昭 松 崹 澄 子 学校教育課長 中 明 生涯学習課長 田 敏

高 澤 透 監査委員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

石 原 光 浩 事務局長

秋 元 智 美 書 記

◎開議の宣告

○黒田重利議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時00分 開議]

◎日程第1 認定第1号 令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

○黒田重利議長 日程第1、認定第1号 令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてを議 題とします。

これより逐条質疑に入ります。

まず、一般会計の歳入全款について質疑を行います。

決算書では75ページまでです。

質疑ありませんか。

松村潤議員。

- ○14番 松村 潤議員 決算書の歳入全般の55ページですけれども、寄附金について、ふるさと納税 の寄附金、歳入済額が1億7,074万8,600円ということですけれども、少し前ですけれども、令和2 年度の寄附金を見ますと1,232万6,000円、令和3年度が4,298万6,000円、そして令和4年度が1億7,074万8,600円ということですけれども、前年度の令和3年度に比べますと約4倍近く増えていることになります。これは大変喜ばしいことだと私は思っておりますが、そこでこのふるさと納税寄 附金が毎年毎年増えている要因についてお尋ねします。
- ○黒田重利議長 齊藤財政課長。
- ○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

ふるさと納税の寄附金が増加していることについては、インターネットのポータルサイトに登録し、広く人々が閲覧できるよう取り組んでまいりましたことなどによると思われます。令和2年度までは1つのポータルサイトへの登録でございましたが、令和3年度12月に1つ追加し、2つのポータルサイトに掲載いたしました。その結果、令和3年度は4,298万6,000円の寄附金がございました。令和4年度12月にもポータルサイトを1つ追加し、3つのポータルサイトに掲載いたしました。

ふるさと納税の増額の要因は、1つはポータルサイト数を増加し多くの人が閲覧できるように取り組んだことと、1つは返礼品と思われます。令和4年度はキャンプブームがございまして、キャンプ用品のアウトドアチェアやアウトドア用簡易ベッドなどが選ばれたことと考えられます。

以上でございます。

- ○黒田重利議長 松村潤議員。
- ○14番 松村 潤議員 ポータルサイトを利用して情報を発信したことによって、寄附金が増加する

ということは分かりましたが、それでは令和4年度の1億7,074万8,600円の寄附に対して、業務委託する業者に委託料を支払っていると思うのですけれども、どのような仕組みになっているかお聞きしたいと思います。

- ○黒田重利議長 齊藤財政課長。
- ○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

ふるさと納税は、返礼品がふるさと納税寄附金の3割以内、送料や事務費などの経費を含めて5割以内に収めなければならないことになっております。

業務委託については、1つはポータルサイトの利用料、1つは業務代行手数料でございます。ポータルサイトの利用料は、インターネットのポータルサイトに掲載していただくための利用料でございます。

業務代行手数料は、ポータルサイトでふるさと納税された際に返礼品を発注し、配達の手続をし、町に寄附金を入金し、返礼品の代金の支払い手続をし、ふるさと納税された方の質問等への対応をし、寄附金の受領書の発行、ワンストップ特例の申請書の受付などの業務を代行しております。返礼品の消耗品費、宅配便料金は業務代行者が取りまとめて町が支払うための書類を町に送付しております。その他クレジットカードでふるさと納税ができるようにしたため、クレジットカード決済手数料がかかっております。

以上でございます。

- ○黒田重利議長 松村潤議員。
- ○14番 松村 潤議員 寄附が増えることによって、またいろんな手間暇かかりまして、そういった 委託料がかかっているということはよく分かったのですけれども、私は委託料を引かれても、支払ってもふるさと納税には大変大きなメリットがあると思っています。でも、ふるさと納税にはメリットばかりではなくて、デメリットもあるということであります。というのは、邑楽町の方がほかの自治体、例えば千代田町では30億円ふるさと納税が入ってきていますけれども、千代田町に2万円寄附した場合には、千代田町には2万円が行くことになります。でも、邑楽町には1万8,000円分しか、その分本来納まるべき税金が納まっていないという部分があるということです。つまり邑楽町の税金が、入ってくるべきものが出ていってしまうということで税金が減ることになります。ということで、デメリットがそこにあるということだと思います。

そこで、入るべき税収が減った自治体への国からの補填というものがあるのか、あるとすれば邑 楽町の場合はどういう状況なのか、プラスなのかマイナスなのか教えてください。

- ○黒田重利議長 齊藤財政課長。
- ○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

邑楽町の町民の方がふるさと納税された場合、松村議員がおっしゃったとおり町の税収が減収いたします。このふるさと納税の減収については、地方交付税の普通交付税の計算において、住民税

の減収分の75%分を補っておりますが、残りの25%分は邑楽町の収入減となります。令和4年度については約5,903万円の増額、令和3年度以前は減額でございました。

以上でございます。

- ○黒田重利議長 松村潤議員。
- ○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。マイナスでなくてよかったのですけれども、毎回マイナスになるという話も伺っていますので、今回は5,903万円がプラスになったということです。これは1億円以上のふるさと納税が入ってこなければ、やはりマイナスになる可能性は十分あるということが分かりましたので、ぜひ寄附金は町の貴重な財源となりますので、先ほど答弁がありましたけれども、ポータルサイトをはじめとして、町の広報誌やホームページなどを活用していただいて、多くの皆様に呼びかけていただけるよう要望いたしまして、質疑を終わります。
- ○黒田重利議長 ほかに質疑はありませんか。 瀬山登議員。
- ○10番 瀬山 登議員 歳入歳出決算書の67ページ、20款諸収入、上から2行目に電気料113万4,000円 の歳入があります。

所管ですので、町長に質問いたします。担当課長からの説明によると、毎年あいあいセンターから電気料として定額月9万円、年間108万円の収入が含まれている内容でした。電気料を定額として徴収することに対し妥当性に欠けていると私は思います。町長の見解をお聞きいたします。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 この問題については、今シンボルタワーがありますが、そこからあいあいセンターのほうに電気を供給しているということになっております。当然のことなのですけれども、その場合には、今あいあいセンターは指定管理ということでお世話になっているわけですから、一定金額以上は町で負担するということになっておりますけれども、それ以内はあいあいセンターの経営の中で支払っていただくということになっておりますから、それを見ると今113万4,000円ということで、あいあいセンターのほうから納めていただくのが9万円の12か月分で108万円というお話がありましたが、その差額をどうするかということですが、当然電気料というものを検針しておりますから、その113万4,000円の約63%に当たる数字が108万円になるのかなというふうに思っておりますけれども、議員のご指摘の全てそういうことを精査して正確にいただくというか、納めていただく必要があるのではないかということのご質問だというふうに感じましたけれども、それはそのとおりだというふうに思っております。しかし、今現在は指定管理者制度ということでお世話になっている関係で、その中身の契約がちょっとどうなっているか詳細承知していませんので、その辺のところ十分担当のほうで調査をさせて、そして正確性を持った納入金ということにつなげていければと、こんなふうに思っております。
- ○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 あいあいセンターには、受電盤に検針器があります。毎月検針して電気料金を決定し、消費電力量の実費負担をお願いしての歳入が妥当と私は思いますので、ぜひ見直しを求めます。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒田重利議長 進行してもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○黒田重利議長 次に、歳出の第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費について質疑を行います。 決算書では76ページから173ページまでとなります。

質疑ありますか。

神山均議員。

- ○5番 神山 均議員 決算書の83ページをお願いしたいと思います。総務費の中の職員研修事業 20万9,550円についてです。これにつきまして、行政実績報告書では研修内容等は確認できません でした。しかし、決算書において職員研修費の講師謝礼や委託料が計上されています。その研修内 容についてお聞かせください。
- ○黒田重利議長 松崎総務課長。
- ○松崎嘉雄総務課長 お答えをいたします。

職員研修事業、こちらの委託料が16万5,550円ということでございますけれども、こちら専任講師を招いて、2月にまず人事評価研修を行っております。それから、1月からですけれども、法令の執務基礎研修、こちらも行っております。また、職員研修の負担金というものが4万円計上されております。決算ということで報告させていただいておりますけれども、こちら館林市邑楽郡で実施をしておりますけれども、1市5町の地域課題合同研修、こちらの町の負担金ということでございます。

以上です。

- ○黒田重利議長 神山均議員。
- ○5番 神山 均議員 この1月に行った法定執務基礎研修というのは、大変いい研修ではないかな と思っていまして、私もこういう法務関係については、ぜひどんどん行っていただきたいなという ふうに思っています。

職員研修については、ご存じのように地方公務員法の第39条に規定をされています。そして、入職してから定年まで計画的、継続的な研修というのが必須であるというふうに私的には考えております。また、職員は役場庁舎内だけの勤務経験ではなくて、例えば公民館や給食センター、そして県やそのほかの市町への派遣、場合によっては民間企業への一定期間の研修など、幅広い研修制度

というものがあってもいいのかなというふうに考えています。また、新しいものに出会い、いろいろと吸収するものがあり、その経験が後の大きな財産になるのではと考えております。職員一人一人の人材育成をさらにしっかり行い、町の大きな柱へと成長を願う者の一人として、職員研修の充実、強化をお願いしたいと思います。別段質問ではございませんので、そのようなことでお願いいたします。

では、引き続き恐縮ですが、また別件で質問をさせていただきたいと思います。110ページから115ページの中の選挙費関係でございます。その中の1目選挙管理委員会費でございます。その中の備考欄で最下段の投票区見直しシステム改修委託料、そして事務用品購入費等が計上されています。そして、3目では参議院議員選挙費、備考で選挙時タクシー供給業務委託料というのが計上されておりますが、さらに行政実績報告書には投票区、投票所見直しの効果などが記載をされていますが、投票区見直しによる問題点や課題というのはありませんか。

- ○黒田重利議長 松崎総務課長。
- ○松崎嘉雄総務課長 共通投票所につきましては、今回令和4年度より実施をしてきたものでございます。その投票所が共通になったことへの直接の選挙管理委員会への苦情ですとか要望というものは、実際にはございませんでした。

以上になります。

- ○黒田重利議長 神山均議員。
- ○5番 神山 均議員 昨年の参議院選挙から、先ほど申し上げたように投票所が12から5投票所になりました。そういう面では、これまですぐそばに投票できたという方もいらっしゃるのかなというふうに思っています。そういう面では、高齢者の方だとか、また体の不自由な方等については、できれば何とかそういう関係を改善できないかなというふうに思っている方もいるかと思います。そのために、今選挙時タクシー供給事業があるのだよというふうなこともあるのでしょうけれども、なかなかタクシーを使うのは面倒だという方も正直いるのかなというふうに思います。そういう面で、また町民の方の声を聴いていただいて、必要であれば改善をしていただければなと、そんなふうに考えておりますので、要望したいと思います。
- ○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。 塩井早苗議員。
- ○12番 塩井早苗議員 質問させていただきます。

決算書では148、149ページ辺りで、行政実績報告書では85と87ページに当たります。保育園のことについて質問させていただきます。所管ですので、町長に答えていただければありがたいです。中央保育園の保育の配置を言いますと、ゼロ歳児が14人、それに対し保育士が5人、1歳児では11人に対して保育士3人、1歳児が2つのクラスに分かれていますが、もう一つのクラスも11人に対して3人、南保育園ですとゼロ歳児が15人に対して保育士5人、1歳児がやはり2組に分かれていま

して、11対3人というわけでございます。2歳児になるともっと大変ですが、28人の子どもに対して5人の配置という、これが南保育園のゼロ歳児で15対5ということは、国の3対1基準を辛うじて満たしてはいるわけですけれども、これが7時に保育を始める早番の子どもの対応する、それから夜7時まで預かる、遅くまでいる子どももいるわけです。そうすると、この配置基準を守っただけの配置ですと、朝早く全員が出席するわけではないかもしれませんけれども、どうしても子どもたちに対して目が行き届かない時間帯があるわけです。日中になりますと、早番の方たちが引けたり休憩になったり、パートの方は引ける方も、時間が終わる方もいるわけです。そういう状況で、保育園は総トータルの子どもたちに対して基準は満たしてはいるものの、早番、遅番、休憩時間、そういうのを加味されると、全く大変な状況に現実としてなっているわけです。

これは、もう10年、20年の歳月、これをどうしようかというふうな話がなされているにもかかわらず、ちっとも改善されない、これが続いているわけですけれども、このことについて町長の見解をお聞かせください。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 保育園に限らず幼稚園もそうなのですが、最低基準ということがありまして、今ご 質問ありましたように、ゼロ歳の場合には3人に1人の保育士の配置、それから1、2歳児につい ては6人に1人の、3歳児は20人、3歳以上は30人に1人の割合での保育士の、これ最低基準とい うのがあるわけですけれども、お尋ねのそれぞれの基準に見合った保育というのは、私はされてい るというふうに思っております。しかし、お世話になっている保育士が正規職員、あるいは会計年 度任用職員、再任用職員ということになりますと、その辺については保育士の需要といいますか、 お世話になる保育士が少ないという状況もありまして、大変現場では苦労しているという実態はあ りますが、しかし、そうはいってもその最低基準を満たしていなければ、何か事故等があったとき には、これは大変なことになっておりますので、担当課長をして、それぞれの保育園の園長がそう いった形での最低基準を満たした中で保育を実施しているというふうに私は把握、承知をしており ます。しかし、そうはいっても今園の経営として、早く保育園のほうに預けたい、それから夕方は 遅くまでといいますか、今6時半までなのでしょうか、預ける希望をする方も増えておりますから、 そういったことも当然トータル的に考えて、最低基準を満たすような形での保育というのは実施を しておりますので。ただ、それが全て正規職員ということになりますと、これは大変いろんな面で 課題もあるわけですので、少しでもその最低基準を満たすだけの正規職員についての雇用は、年次 的に今採用しているという実態もありますので、今年度も数名の保育士の採用ということも一応計 画をしておりまして、したがってそういった問題が起きないような最低基準が満たされていないこ とがないように努めていきたい、これは議員のご指摘のとおりだというふうに思いますので、今後 もぜひそういったことで、保育園、それから幼稚園の経営はやっていくということで承知をいたし ております。

- ○黒田重利議長 塩井早苗議員。
- ○12番 塩井早苗議員 全ての時間に子どもたちの配置を基準のようにやっていきたいと。それで採用なのですけれども、採用がなかなか思うようにいかないというのは、これやはり根本的な問題があると思うのですけれども、保育士の給料が安い、それから人との対応が難しい、それから保護者からのいろんな注文、これが多い、それから自分たちの思うようなことがしっかりとやれていない、様々な原因が保育士を続けていくのにはあると思うのですけれども、この小さな一つ一つのことをクリアできなければ、やっと就職されたとしても、また残念ながら継続していくことができないというようなことに陥ることもありますので、それから今世界、日本中でも虐待の問題も保育園で起きています。これは、現場が厳しいから起きるのだと私は考えているのですけれども、現場に潤沢な保育士たちがいて、十分な時間の余裕があって子どもを一人一人見られる、こういう体制をつくっていくのが町ではないかなというふうに思うのです。

そのことに対して、今邑楽町では虐待はないというふうに思いますけれども、町長のその辺に対 する見解はいかがでしょうか。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 まず、保育士の待遇の関係ですけれども、これについては町の職員の給与基準に基 づいて支給といいますか、対応していると。これは、他の市町と比較をしても遜色がなく、同等の 待遇で実施しております。

それから、職員、いわゆる人間関係といいますか、あるいは保護者の対応ということ、これは保育士としては、まず子どもにそういった問題がかかるということは大変いけないことなので、そういうことがあったときには当然だと思いますけれども、園長をして、そういったことが起きないような環境整備は、私はそれぞれ行われているというふうに思っております。ただ、幾つかそういう点があるというようなことでの質問ですけれども、そういうことがあれば、当然課長をして、そういうことの環境の是正に努めるということに尽きるかなというふうに思います。

それから、虐待の話もありましたが、まさにこういった問題が起きてはいけないことでもあります。そういうことが起きないような環境整備というのは、保育園、幼稚園はもちろんですけれども、やはり地域の皆さんにもいろいろご指導いただく、あるいは関わっている皆さんのそういった問題に対しての認識を新たに強く持っていただくということは私は大変重要なことだというふうに思っておりますので、保育園のみならず小中学校、いわゆる児童生徒を預かるお母さん方、あるいは地域がそういったことがないような環境整備をしていくということは、もちろん行政にも与えられた仕事でもありますので、そういった問題が起きないような状況は、これからも特に担当をして指導していくに尽きるのかなと、こんなふうに思っております。

- ○黒田重利議長 塩井早苗議員。
- ○12番 塩井早苗議員 まとめます。地域の方たちのお力を借りて、保育園をさらにオープンにして

地域の方たちが入りやすくする。コロナも第5類になりましたので、今後は少しは地域の方たちとの交流も増えていくかと思います。そこにはうんと期待したいとも思っております。

あともう一点、最後なのですが、給料面に対してですが、ほかの町と比べて遜色ない、同程度のものであるとおっしゃいますけれども、いつもその言葉を聞いていますけれども、なかなか保育士が集まっていかない、十分足りていかないというのは、ほかの町と同じ金額では駄目なのだと思うのです。遅番の方、早番の方、しっかりとローテーションに入っていただくには、プラスアルファをほかの町村よりも、ほかの市立のところよりも、多く出さなければいけないのだと思うのです。そこのところをしっかりと今後検討して、保育士たちが十分なお給料で、それでいて喜びを持ってやっていけるような、そんな保育を展開できるようにしていただきたいと思います。

以上です。

- ○黒田重利議長 大丈夫ですか。
- ○12番 塩井早苗議員 お返事があればお願いします。
- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 給与に対しての遜色ないというのは、どこの町でもそうですけれども、一定の給与ベースが決まっているものですから、特に金額に差があるということで考えれば、いわゆる派遣会社に委託をして、そして採用します。そういうことについて、担当課長にちょっと後で調べさせますけれども、もしあるとすれば、その辺ではないかなというふうに思っておりますので、派遣会社によってそれぞれ条件が違っていると思いますので、これは委託料という形でお世話になっているわけですが、大変その派遣会社にお世話になって雇用している職員もおりますので、その辺についてはちょっと研究をさせていただきたいと。したがって、会計年度任用職員と再任用職員、正規職員については、私は特に他の市町と比較してもということでお答えをさせていただきます。
- ○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。 武井清二議員。
- ○3番 武井清二議員 行政実績報告書の28ページのところなのですが、情報政策係、1、情報政策 の(3)、おうらお知らせメールについてお聞きしたいと思います。

このおうらお知らせメールというのは、防災・防犯情報、それから行政情報、イベント情報、火災情報などを登録されている町民の方々にスピード感を持って通知しているという、そういったシステムですけれども、これは非常に今現在有効的に活用されていると思います。今回登録者数なのですけれども、前年度比の伸び率なのですけれども、防災・防犯情報が2,181人で前年度比プラス4.7%、行政情報1,872人、前年度比プラス4.5%、イベント情報1,889人、前年度比プラス4.6%、火災情報2,458人、前年度比プラス5.0%ということなのですが、ちょっとここでお聞きしたいのですけれども、ここ数年の伸び率がどうなっているのかというのをちょっとお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本企画課長。

○橋本光規企画課長 お答えいたします。

おうらお知らせメールにつきましては、議員のご指摘のとおり現在4つのカテゴリーの情報を発信しております。内容につきましては、防災・防犯、行政情報、イベント情報、火災情報、この4つをそれぞれカテゴリー別に登録をいただいて、登録をしていただいたもののみをメールで送付するようにしております。

現在の登録の伸び率ですけれども、過去3年間でお答えをいたしたいと思いますが、令和元年度から令和4年度までの3年間におきますおうらお知らせメールの登録者数の伸び率ですけれども、4つのカテゴリーの平均で申し上げますが、令和2年度が30.175%、令和3年度が12.45%、令和4年度が4.7%、3年間全体の平均では40.54%となりまして、年々この伸びが少し鈍化しているような状況になってございます。

- ○黒田重利議長 武井清二議員。
- ○3番 武井清二議員 ありがとうございます。こちらの伸び率が年々鈍化されておりまして、そろ そろ頭打ちに近づいているかなと思っております。

こちらのメールなのですけれども、このままこのメールというのは続けてやっていただきたいの ですが、少し時代遅れなところがメールのほうはございまして、代わりに今日本人の国民の80%以 上がもう使っているLINEアプリ、そちらですとより身近に、生活に密接に関わっておりますの で、こちらもメールと同じようにメッセージを作って発信することができます。このLINEのア カウントですけれども、自治体は公式アカウントをもしつくっても無料で使い放題です。ですので、 これつくる分には全くコストもかかりませんし、プラスアルファとしてツールの一つになるのでは ないかと思っております。ですので、メールの今の登録者を見てみても、邑楽町の人口の大体10% ぐらいしか登録はされておりません。この登録をするのにも少し面倒なところがあるみたいで、そ れもやり方がちょっと複雑なところがあるみたいです。もしこのLINEで公式アカウントをつく った場合は、これはすごく登録が簡単です。町が、何か起こったときに通知をしたときに、すごく 素早く確認ができます。まず、通知がすぐ確認できます。LINEですと、もう生活の一部になっ ておりますので、すぐにLINEを確認しているような状況だと思います。 そこで通知が鳴ったり、 あとはそこに数字が1、2、3と通知の数が確認できるのですが、そういった意味でもより密接に、 身近に町からのそういった緊急の情報とか通知があればすぐに確認できると、よりこちらのほうが 利便性もあって有効的なのかなと思っております。これは無料で使える、そういった例えばメッセ ージを送るということは無料なのですけれども、ここからさらにもしやるとなれば、拡張もできま す。サービスも拡張できます。そのサービスというのは、例えば電子申請です。電子申請がLIN Eのほうでもできてしまう。それは、もちろん業者に間に入ってもらって、いろいろシステムを構 築していかないとできないのですけれども、またそこは別途お金がかかりますが、このメールでや っていることをLINEでやるということに関しては、こちらは全く無料ですので、今すぐにでも

アカウントをつくれば、それは始められるような状況だと思います。

それに関しまして町長にお聞きしたいのですが、そういった手段があるのですが、ご見解をお聞きしたいと思います。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 ご質問のとおり、やはりメールだけということになりますと限定されますから、今 おっしゃられたLINEのアプリですか、そういったことで必要性に迫られて、それが即対応でき るということについては、県のほうもこれは力を入れてやっていることでもありますし、館林市邑 楽郡の中でもそういったことの研究もされているのかなというふうに思っておりますから、やはり 必要なものについては即対応していくということは大事なことでもありますので、十分研究をした中で町民の皆さんに利便性の高い、そういった事業を取り組んでいく、これはご指摘のとおりだと 思いますので、十分検討させていただきたいと、このように思います。
- ○黒田重利議長 武井清二議員。
- ○3番 武井清二議員 現在人口の10%の方々にメールで通知をしておりますけれども、LINEを使うことによってそれ以上、より多くの方々にその機会が増えますので、そういった意味では町長のおっしゃるとおり、こちら進めていただければなと思っております。 以上です。
- ○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。 佐藤富代議員。
- ○7番 佐藤富代議員 先ほど保育環境の整備についての質問がありましたけれども、関連するところもありますけれども、質問させていただきます。

決算書の145ページなのですけれども、保育士等の派遣業務委託料が6,474万1,589円となっております。令和4年度保育士採用計画では、新採用3名と、あと会計年度任用職員で補うというような計画であったかと思いますけれども、そこのところが予定どおり採用できないというような状況の中で、この保育士等派遣業務委託料、派遣の保育士を採用するという状況になったのではないかというふうに考えております。そこで、この委託料は保育士何人分ぐらいの補充分の委託料だったのでしょうか、お聞きいたします。

- ○黒田重利議長 中繁子ども支援課長。
- ○中繁正浩子ども支援課長 決算書の145ページの保育士等派遣業務委託料についてですが、職員何人分かということでございますが、令和4年度中の実際に派遣を受けた人の延べの数になりますけれども、26人ということでございます。
- ○黒田重利議長 佐藤富代議員。
- ○7番 佐藤富代議員 26名が派遣の保育士で賄っているということです。 そうしますと、令和4年度の保育士の雇用形態別人数の割合について教えてください。

- ○黒田重利議長 中繁子ども支援課長。
- ○中繁正浩子ども支援課長 申し訳ございません。保育士だけの割合というのをちょっと計算していないのですが、子ども支援課全体の職員の割合でいきますと、およそ15%ということになります。
- ○黒田重利議長 佐藤富代議員。
- ○7番 佐藤富代議員 すみません。ちょっと聞き取れなかったのですけれども、もう一度教えてください。
- ○黒田重利議長 中繁子ども支援課長。
- ○中繁正浩子ども支援課長 申し訳ございません。保育士の中での派遣職員の割合というのはちょっと計算していないのですが、子ども支援課全体の職員の中での派遣職員の割合はおよそ15%ということでございます。
- ○黒田重利議長 佐藤富代議員。
- ○7番 佐藤富代議員 分かりました。ありがとうございます。保育士の雇用形態は、いわゆる正規 の職員の保育士、それから会計年度任用職員の保育士、そして派遣の保育士という非常に多岐にわ たる方々が保育士として働いていると思います。雇用形態も様々、そして働く時間も様々な、そう いった専門職集団において一人一人のワーク・ライフ・バランスを考えた職場管理には、とても苦 労が多いことと思います。しかし、こういった様々な働き方をするということは、今働き方改革に おいて当たり前であると思います。

そういった中で、様々な方がいらっしゃる保育士たちの現状における管理上の課題、そうしたも のがありましたら教えてください。

- ○黒田重利議長 中繁子ども支援課長。
- ○中繁正浩子ども支援課長 保育士等が正規職員、会計年度任用職員、派遣職員等、幾つかの雇用形態があるわけですけれども、派遣職員、会計年度任用職員については定められた勤務時間を超えての、いわゆる残業というのですか、それをさせることはとても難しいということがありまして、保育の現場においては朝から夕方まで長時間にわたっておりますので、その辺のローテーションを組むのがとても難しいというところがございます。

以上です。

- ○黒田重利議長 佐藤富代議員、まとめてください。
- ○7番 佐藤富代議員 はい、分かりました。

保育のよしあしというのは、やはり保育士の皆さんの職務満足度に左右されるがゆえに、職場のマネジメントということがとても大切なことだと思っております。ローテーションを組むこともその一つだと思いますけれども、ですからそういった職場のマネジメント力を上げるような、そういった改善を一つは要望いたします。そのことによって保育の安全と安心を守って、さらには信頼関係につながる、そういったことを考えますと、ぜひ日々の研修とかOJT、そういったものを通し

て全ての保育士の人材育成、そうしたところにつながるような職場環境改善をお願いしたいと思います。

以上、要望しまして終わります。ありがとうございます。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒田重利議長 進行してもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 次に、第4款衛生費、第5款労働費、第6款農林水産業費について質疑を行います。 決算書では172ページから211ページまでとなります。

質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 行政実績報告書では95ページ、96ページ、それから97ページにかかるところでありますけれども、農業振興費ということで、いろいろな補助事業を行っております。生産者に対して町や県の様々な補助事業もありますが、行ってはいるのですけれども、近年の行政実績報告書を拝見させていただきますと、ほぼほぼその事業自体に変更がない、たまに県のほうから補助が出る事業を追加する、そういった形で推移しているかと思われます。なかなか事業自体が実際には実を結んで邑楽町の農業が振興され、そして生産者の方々の所得が向上しているかというところに着目すれば、決してそれはいい数字が出ているものではありません。例えばですが、私も6月定例会の中の一般質問で、その資料等を提示させていただきましたが、その中から抜粋をいたしますけれども、平成12年、それから令和2年との比較ですが、総農家数は平成12年のときは1,090戸ありました。それから、令和2年になりますと618戸まで減少しています。それから、その中でも販売農家数ですが、平成12年では870戸ありましたけれども、令和2年度では379戸まで減少、なおかつ令和3年度の数字をいただいておりましたが、認定農業者の平均年齢、これも67.5歳と高齢者ということです。それから、耕作放棄地も9万9,924平方メートルまで令和4年度の実績では拡大しているという状況です。ということは、農業に関わるいろいろな補助事業等を行いながらも、それだけの実績が出ていないというのが現状であるのかと私は思うのです。

様々な事業を行っていると申し上げましたけれども、一つ例に挙げさせていただきますが、行政 実績報告書の96ページ、(6)番、水田利活用自給力向上事業として加工用米等出荷促進補助金、 こういったものを予算の範囲内でということで出されています。これは、加工米や飼料米を出荷し た農家に1俵当たり幾らということで補助金を出している補助事業でありますが、予算が600万円 から500万円というところでずっと推移をしております。その上限が決められているので、その年 にJAのほうに出荷された加工米や、それから飼料米、それの俵数で割るものですから、1俵当た りの単価というのは下がっていくということです、増えれば。令和2年度の実績ですと、そのとき は予算が600万円でしたが、1 俵当たり248円。それから令和3年、これは予算額が500万円に下げられました。1 俵当たり190円ということです。それで、令和4年度を見ますと173円ということで、不思議な事業なのです。どんどん促進するべきものだということで、促進していくためにつくっている事業なのですけれども、促進されればされるほど、取れる俵数が増えれば増えるほど、予算額に限度額があるので、1 俵当たりの金額は下げられていくという、こういう事業をやっていて、果たして本当に農家のためになるのかどうか、私は不思議でなりません。一つの例を挙げましたけれども、限りなく予算をつけようという話ではないのですけれども、ただ抜本的な改善を図らないと、農業政策に関しては、先ほど私が申し上げた数字ですと、このまま推移していくと本当に衰退の一途をたどっていくだけだというふうに思います。

今後この事業を継続していくのかというところも含めてなのですけれども、これは町長にお聞き しますが、やはり新たな農業政策を打たないと、邑楽町の農業というのはこのままではなくなって しまうのではないかと、それぐらいの懸念を私は持っているのですが、そのことについて町長の見 解をお伺いしたいと思います。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 一つの例として加工米の補助金のお話が出ましたが、これは以前から転作との絡みがあるわけですけれども、その転作田を増やすというか、そういった苦肉の策で1俵当たり500円ということの補助金ということです。しかし、今指摘されましたけれども、その加工米の供出といいますか、販売が増えていけばいくほど、今173円という話がありましたが、当初500円で見積もって予算措置したものが、加工米の出荷数量が多いので、令和4年度では173円ということで、確かに言われますように補助金として出すということであれば、その効果を求めるということになるわけですけれども、その出発が転作田の推進ということもあるものですから、それを今こういった形で継続して出しているということでもあります。であるから、すなわち農家戸数、農家経営に対して大変脆弱になってしまうのではないかというお話ですけれども、私はそういうことはないだろうと思っておりますが、しかしご指摘があるように、その補助金として出す性格のものであれば、それが有効に活用して効果があるものでなければという、まさにそのところなのですけれども、その分については十分考慮していくということもあります。これは米の販売価格にも関係してくるものですから、加工米で出すことのほうが果たして、いわゆる転作田として作付して加工米で出すということになりますと、農家の収入というのはある程度維持はされるかもしれませんが、ご指摘があったような形でこれから十分研究していく余地はあるかなと、こんなふうに思っております。

先ほど認定農家の方の平均年齢の67.5歳という話がありましたが、しかし、約150人の方の認定 農家の方が行っていただいている邑楽町の農業振興というのは、やっぱり大きなものがあるという ふうに思っておりますから、いろいろそのときに合わせた補助制度ということも必要になってくる かなと、こんなふうに思っておりますので、今後野菜ですとかいろいろありますけれども、そのと きに応じた補助制度も考えていく、あるいは廃止をしていくということも考えていく必要はあるのかなと、こんなふうに思っております。

- ○黒田重利議長 松島茂喜議員。
- ○11番 松島茂喜議員 1回ではしっかりとした答弁がいつも返ってきませんが、今回は特にだと思うのですけれども、私のほうからお伺いの仕方をちょっと変えてみます。

先ほど申し上げたのは、別に加工米等の出荷促進補助金という事業自体が、もう駄目だからやめるとか、変えたほうがいいとか、私は基本的にそういうお話をしたのではなくて、あくまでも一例として挙げさせていただいただけなのです。

そもそも補助金、これは大切だと思います、第1次産業ですから。農家のためになる本当に必要な補助金であれば、全てこれをなくすというのは、私もこれはいかがなものかと思います。そういったお話をしているのではなくて、邑楽町で起業すれば、農業をやることによって、これは稼げるのだという環境づくりをするために何をすべきかということを私はお伺いをいたしました。その件についてお答えを再度いただきたいと思います。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 これは、農家の戸によってその条件が全て違いますから、それをプールしてこうだということには私はならないと、こんなふうに思っております。したがって、地域によっては野菜を中心にやっている地域もありますし、水田、米麦を中心に行っている地域もありますから、それをプールして、これが町としての農業振興の課題解決という話にもなりますけれども、何といっても第1次産業、食料の生産ですから、いろんな状況が変わってきても、やっぱり町としては力を入れた振興をしていく。それが、今いろんな問題でどうしたものだというご質問ですが、やはり一つ一つの課題を捉えた中で進めていけば、大いに農家としての発展というのは私はあるだろうというふうに、こんなふうに思っておりますから、そのときに応じて農家の方の要求ですとか要望も聞き入れた中で進めていくということがベターではないかなと、こんなふうに思っております。
- ○黒田重利議長 松島茂喜議員。
- ○11番 松島茂喜議員 邑楽町だけが、今町長おっしゃったような状況ではないわけです。と申し上げますのは、それは農家によって規模も違えば作っているものも違うし、それはみんな別にここだけではなくて、ほかの地域でも恐らく同じだと思うのです。そういった地域の中でも、しっかりと稼げる農業自体を確立している市町村、自治体は山ほどあります。では、そういうところが何をやっているかというところに私は尽きるのかなと思うのです。

かねてから、一般質問等で私も申し上げてきましたが、生産者の方は農作物を作る作り方ご存じです。しかし、それを加工する、また販売する、6次化と言っていますが、そのノウハウというのはなかなか生産者は持っていない。逆に販売するノウハウや加工する技術はあっても、生産の段階でどういったら生産できるかという知識を持っていない、お互い農商工、ここの連携が、では果た

して邑楽町の場合しっかりと図られているのかというところを見れば、この行政実績報告書にもあるとおり、残念ながらなかなかそういう環境にない。これがやっぱり私は、農商工の連携というのがこの町において一番遅れている分野だと思います。

国のほうでも農林水産省ですが、農商工等連携促進法という法律つくりまして、これを全国の自治体でどんどん積極的に活用して、6次産業化とはまた別の問題ですけれども、この農商工の連携事業を確立することによって、邑楽町で例えば、これはあくまでも例ですけれども、ここは白菜が盛んです。では、その白菜をキムチでもいいでしょう、これは例えばですけれども、加工して、邑楽町産の白菜を使ってブランド化、それができれば一番いいですが、それを販売する販路、そういったものを町が確立するためにしっかりと手助けをしてあげる、それによってどんどん、どんどん白菜の生産量だって増えていくではないですか。邑楽町に来て白菜作れば、これだけの収入になるという確たるそういうものが担保されていれば全国から来ます。そういった環境づくりをするためには、繰り返しになりますが、そういった農商工の連携をまずスタートさせて、そこからプロジェクトをつくって、そのシステムづくりをしていくことが私は必要不可欠だと思いますが、その点についてはどんなお考えなのでしょう。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 6次産業の話が出ましたが、やっぱりそれは第1次、生産したものを付加価値を高めて販売すると、これは大切なことだというふうに私は思っておりますが、そのための技術力をどこに求めていくかということで農工商という話になるわけですが、これは農家の皆さんも、今白菜の例もありましたが、ブランド品の秋冬白菜についても、そういう点では東京の市場では大変高い評価を受けているようでもありますから、そういったブランド力のあるものをいかに生産する方が責任を持って作り上げているかということが私は一番大事なことだというふうに思っておりますし、それを次の6次産業に向けての付加価値をどう高めていくかというのは、まさに大事なことだというふうに思っております。それをどこでという、町のほうでの行政の指導もありますけれども、やはりJA等にも十分その部分について意識をしていただいて、進めていくということが大切なことだというふうに思っておりますので、JAもいろいろ研究をしていただいているだろうというふうに思いますが、それには1つは営農活動も大事なことでもありますから、今後行政もJAのほうと十分協力をして、そういった環境づくりに努めていくということで考えていきたいと、このように思っています。
- ○黒田重利議長 松島茂喜議員。
- ○11番 松島茂喜議員 JAと協力して、また連携してというふうなお話しされましたけれども、それはそれで結構なのですが、その前に私が一番最初にやるべきことがあると思います。それはどういうことかといえば、邑楽町の中には農業団体、それから商業団体、工業団体、様々な組織があります。法人会もあれば商工会ももちろんありますし、そういったところの有識者というか、代表者、

そういった方々がまず集って、それで町の農業のことについて1つテーマを絞って、いろいろな分野から意見を出していただいて、どうあるべきかということをしっかり議論していただいて、それを吸い上げた中で行政として何をすべきか、何ができるのか、そういった検討を具体的に始めていただくことが、まず必要不可欠かと思いますので、ぜひ進めていっていただければというふうに思います。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 なければ、暫時休憩をいたします。

[午前11時06分 休憩]

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時15分 再開〕

○黒田重利議長 次に、第7款商工費、第8款土木費、第9款消防費について質疑を行います。 決算書では210ページから241ページまでとなります。

質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

- ○11番 松島茂喜議員 決算書219ページになります。一番右側の備考欄、中段より若干下ですが、 スワンジャー実行委員会補助金ということで47万8,000円ということで支出されておりますけれど も、この47万8,000円の数字の中身、内訳についてということと、このスワンジャー自体が発足し てからしばらく時間が経過していると思いますけれども、町の公認として活動されているのか、そ れとも非公認なのか、その部分についても一緒にお答えをいただきたいというふうに思うのです。
- ○黒田重利議長 小島商工振興課長。
- ○小島 拓商工振興課長 お答えします。

支出のほうですけれども、人件費5,000円が30回分で15万円ですか、そのほかにイラストレーター代金4万7,980円、イベント配布用のステッカー4万9,500円ほか、ラミネーター代2万1,560円等々、合わせまして48万8,355円でございます。

もう一つの質問、スワンジャーが公認か非公認かというご質問に関しましては、非公認でございます。

以上でございます。

- ○黒田重利議長 松島茂喜議員。
- ○11番 松島茂喜議員 非公認ということなのですけれども、これまでスワンジャー実行委員会に対

して出されてきた補助金をちょっと調べてみましたが、平成26年から始まりまして、令和4年度までで9年間、全て合計いたしますと783万6,600円、年平均にすると約87万733円、これだけの支出をされているということです。

課長おっしゃいました非公認という状況が今でも続いているということなのですが、まず町長にこの辺をお伺いしなくてはならないのは、公認するか否かの判断というのは、恐らく町長に委ねられているのではないかと思うのですけれども、なぜ非公認という状況になっているのか。また、非公認であっても補助対象ということで、実際に補助金が出ているのでしょうけれども、その辺の理由について町長にお伺いをしたいと思います。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 公認、非公認ということについての経過がどういうことかということは大変申し訳 ありませんが、承知しておりませんけれども、当然のことですけれども、その団体から公認の申請 があるかないかということも一つはあるだろうというふうに思います。しかし、そのこともちょっと確認していませんので、こういった形で公認をということがあれば、大変このスワンジャーの皆 さんは町のいろんな事業なり、あるいはいろんなPR活動を通して邑楽町を宣伝していただいておりますので、そういうことを基にすれば、やはり公認申請等の申請があれば、私は公認をしてもよろしいのかなというふうに思っております。

それから、そういった公認されていない団体に補助金を出すことについてどうかというお尋ねですけれども、これは町のほうで補助金等を支出する場合は、いわゆる補助金要綱をつくって、その要綱に基づいて適切に使用されているということであれば、この要綱ができておりますので、それを基にして支出をしているということでご理解いただきたいと、こんなふうに思います。

- ○黒田重利議長 松島茂喜議員。
- ○11番 松島茂喜議員 町長おっしゃったように、このスワンジャーに関しましては9年間、大体10年近くにわたって、町の要するにアピール、発展のために様々な事業に参加し、あらゆる場面で活躍をされてきたというふうに私も認識をいたしておりますし、なぜそういったところが非公認のままなのかという問合せは、私のところにも町民の方々からもいただいております、実際に。しかし、私がちょっと確認させていただいたところ、町長は公認の申請があればということだったのですけれども、そもそも申請がどういう形でされるか分かりませんけれども、されたときに、その公認をするか否かという基準、そういったものがしっかり定められていないのではないかなと私は思うのです。補助金に関しては、補助金を交付する際には要綱等を作成では、その要綱に基づいて支出をしているということですので、それはしっかりとした補助対象だとか、その対象になっている事業だとか補助金の金額、こういうものに関しては幾らというような定めももしかしたらあるのかもしれません。しかし、公認するか非公認かというところを判断する基準というものは、現在のところ私はちょっと把握できないのですけれども、その点についてはしっかりとしたものがあるでしょう

か。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 認定基準という話ですけれども、それについては今までそういった事例がないというようなこともあるようですけれども、当然のこと補助金等に関係していくことを考えれば、やはりそういうことで認定をしていたほうがといいますか、認定をしておくことのほうが町民の皆さんへの理解は、より信用力は上がっているのかなというふうに思いましたので、過去にそういったことで認定をした団体もないようですので、これは今申し上げたような状況をつくり上げていくためには、今後そういった基準もつくって対応していくことは必要だと、こんなふうに思っています。
- ○黒田重利議長 松島茂喜議員。
- ○11番 松島茂喜議員 自主的に町民の方が、では私たちも町のために何かグループつくって活動しようということで何かできた場合に、非公認というスワンジャーと同じ状況でありながら町のほうから補助金がいただけない、なぜスワンジャーだけ出ているのだと聞かれれば答えようがないではないですか、今の現状では。そういう状況というのは、やはりよくないと思うのです。血税を使ってする事業、そこから支出する交付金ですから、それだけの大義名分があって、しっかりとした目的を持って支出されるべきだというふうに私は思っています。ぜひ公認するか否か、非公認、公認の部分も含めてですが、その補助金を交付するための要綱ももう一度見直していただいて、しっかりとそこら辺は明確にしていただく部分もまだあるのではないかと思います。細かくこういった活動については、人件費とおっしゃいましたけれども、1人幾ら、そういうものもしっかり要綱の中に金額まで定めた中で運営をされるべきかというふうに思います。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 次に、第10款教育費、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款 予備費について質疑を行います。

決算書では240ページから335ページまでとなります。

質疑ありませんか。

新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 令和4年度行政実績報告書131ページにあります英語指導助手設置事業に関しまして、邑楽中学校以外業者委託等のことでありますが、今現在は全て業者委託とのことです。 このことをきっかけとして、会計年度任用職員について金子町長に質問いたします。

総務省自治体行政局公務員部長、令和4年12月23日「会計年度任用職員制度の適正な運用等につ

いて(通知)」があったと思います。再任用への考慮及び給料体系決定も含め、会計年度任用職員 待遇改善を行う旨の通知であり、町長はこの通知を理解し、各部署に対して適切に対応を常に取る よう役場内に通知、指示しているかということを聞きます。

また、請負事業者への委託に対して、地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き、平成24年1月、平成26年3月一部改正、内閣府公共サービス改革推進室の「3.請負(委託)契約にあたって留意すべきこと」というのがありまして、その中のを抜粋させていただきますと、公務員が行っていく業務と請負委託により行っていく業務を地方公共団体の判断により決定します。判断する際は、住民に意見を聞くなど様々な方法があります。このプロセスによって、地方公共団体及び民間事業者が取り扱う業務の範囲が明確となります。なお、公務員が共同して遂行することが必須である業務など、民間事業者が独立して行うことができない業務については、請負(委託)には適さないと考えておりますということで、今回全て英語の補助者を委託業者にしたということなのですが、主としましては、通常であれば会計年度任用職員としての採用が適切だと思います。今総務省、内閣府から出ている内容も、まずは町長として熟知されているかということにつきましてお伺いいたします。

- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 お尋ねの会計年度任用職員の、これは令和4年12月23日だったと思いますけれども、 総務省のほうからそのような通知が来ております。そのことについては、4点ほど指導すべき内容 が書かれているわけですけれども、その部分については関係する各部署についてはこういった問題 が、1つには空白期間のないような形ですとか給与改革の問題、あるいは勤務形態の問題等々、4 つほどあるわけですが、これについては総務省の指示に基づいて適正に処理するようにということ については、各担当には指示はしてございます。
- ○黒田重利議長 新村貴紀議員。
- ○4番 新村貴紀議員 ありがとうございました。内容をちゃんと熟知しているということなのですが、先ほど他の議員からも出ましたとおり、会計年度任用職員とか他の地域、自治体等よりはいいということをおっしゃっていましたが、この文章、先ほど言いました総務省の「会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)」の中に、2番として「適切な給与決定」というのがございます。その中に書かれていることは、「地域の民間企業における同一又は類似の職種の労働者の給与水準の状況等にも十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があること」と書かれております。今までの町長の発言ですと、あくまでも他の地域ということであって、ここの同じような産業を民間レベルでやっている給与に関しての考慮というのがなされていないと思いますけれども、この点についてお考えのほど教えていただけないでしょうか。
- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 会計年度任用職員については、それぞれその職種があるわけです。したがって、そ

の職種に応じた給与の設定ということはしてありますので、これは例えば一般職の事務職、あるいは専門職のということであれば、それに見合った給与でその給与問題については対応していますので、私はいわゆる公務員、この職員も給与表ができているわけですけれども、そういったことに準じて行っていると。ただ、勤務形態が違うものもあるわけです。時間的な、内容には入っていますけれども、そういったことを考えると、全てが同じレベルでの給与体系ということには結びつかないかなと。しかし、そうはいっても他の町ということを先ほど申し上げましたけれども、決して遜色のないような形での位置づけはされているということは申し上げられます。

- ○黒田重利議長 新村貴紀議員。
- ○4番 新村貴紀議員 今回総務省が出してきたということは、邑楽町だけの問題だとは思いません。 各自治体で、今マスコミ等にも挙げられていて、会計年度任用職員になっても生活ができないという。会計年度任用職員の中に、先ほどおっしゃったお話の中でもいろいろな職種、保育士とかもいらっしゃると思います。

その中で、またもう一点としましては、先ほど言った外部委託も認められていますが、いろいろな人事面とかを考えると、確かに外部委託のほうがやりやすくて、そちらのほうに流れる傾向もあるというのも、今私どもも注意している状況であります。会計年度任用職員に関しましては、まだまだ給料は安い、そのために今回総務省が通知したのだと思いますので、給料面とかを含めまして、また安易にそういう給料面とか待遇面だとか、いろいろ聞くのを省くために委託事業者にどんどん変えていくということがないようにということでお願いいたします。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

松村潤議員。

以上です。

- ○14番 松村 潤議員 10款の255ページ、小学校運営事業ということなのですけれども、備考欄に 児童用図書購入費が60万7,174円とありますが、この図書購入費ですけれども、小学校4校と、そ れから中学校2校、合わせて合計の金額が計算しますと431万6,216円となっております。この合計 金額の中に、学校図書館への新聞の複数紙の配備費用が入っていると思いますが、各学校の図書館 にどれくらい新聞が入っているのかお伺いいたします。
- ○黒田重利議長 松﨑学校教育課長。
- ○松﨑澄子学校教育課長 お答えいたします。

現在学校の図書室へ置かれている新聞ですけれども、中野小学校は朝日小学生新聞、高島小学校は読売KODOMO新聞、長柄小学校は上毛新聞、それから上毛新聞が発行しています子ども新聞と週刊風っ子、そのほか読売KODOMO新聞、中野東小学校では読売KODOMO新聞、邑楽中学校と邑楽南中学校はそれぞれ上毛新聞が図書室へ置かれております。1種類の学校が多いのですが、種類を増やす検討をしている学校もございます。

なお、新聞の購読料につきましては、各学校とも図書購入費を使わずに消耗品費から新聞購読料を支出いたしております。

以上です。

- ○黒田重利議長 松村潤議員。
- ○14番 松村 潤議員 小学校は大分入っていますけれども、まだ中学校がなかなか入っていないということなのですけれども、その費用についても消耗費で出しているということなのですけれども、実は公職選挙法が改正されました。平成28年6月から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。また、成年年齢も18歳に引き下げられました。それに伴って、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質、能力を身につけるために、学校図書館への新聞の複数紙配備の予算がつけられております。具体的には、小学校等は2紙、それから中学校等は3紙と目標が定められておりますけれども、その辺について教育長の見解を伺います。
- ○黒田重利議長 藤江教育長。
- ○藤江利久教育長 では、お答えします。

なかなか新聞を読む機会が減っているというのが現状だと思いますけれども、昨年長柄小学校におきましては、新聞を利用してあるテーマに応募しようということで、たくさん応募していただきました。そうすると、毎週のように名前が載っているということで、非常に子どもたちは喜んでいたかなというふうに思っております。

なお、小学校2紙、中学校は3紙ということですけれども、なかなか新聞を読まないというのはなぜかというと、取っている家庭も今は少なくなってきているというのが現状かなと思いますので、極力新聞に触れる機会は重要ではないかなというふうに思います。もし予算が許すのであれば、増やしていきたいかなというふうに考えます。

- ○黒田重利議長 松村潤議員。
- ○14番 松村 潤議員 前向きな答弁をいただきましたけれども、私が申し上げたいのは、例えば今教育長のほうからお話がありましたけれども、やはり生徒各自が興味を持って選んだ新聞記事を貼り付けて、あるいは感想を書き込むノートを作ったり、そしてプレゼンテーションも行う活動をするところもあるということなのです。ですから、文部科学省でしっかり予算をつけています。複数紙を配備できる必要な経費が盛り込まれておりますので、ですから地方交付税を活用していただいて、複数紙の配備をぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。町長、答弁をお願いします。
- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 図書費の購入については、実は過日私も学校の授業参観があった折に図書室へ行きまして、司書の先生にどうですかというお話も聞いた経緯はあります。つい最近も担当のほうから、 各学校の図書費についての要望がありました。私は、この数字でいいのかと、もっと増やしてもい

いのではないのという話はしました。それは、学校の状況によっていろいろあると思いますが、もちろん新聞も大事です。しかし、小さいうちから図書に親しむというのは非常に大事だと私は思っていますから、それぞれの司書の方にも、もっと多く予算要求してもいいのではないですかということは申し上げましたので、その金額が幾らが適正か等はありますけれども、学校現場で不便を感じないような図書の購入については私は十分考えていきたいと、こんなふうに思います。

- ○黒田重利議長 松村潤議員。
- ○14番 松村 潤議員 確かに今は新聞よりもスマホ、あるいはタブレット、配信されるネットニュースで十分情報は得られることだという考え方もありますけれども、やはり新聞というのは偏りのない幅広い情報を得ることが、そういう特徴があるということを私は思っているわけですけれども、そういった意味では、そういう新聞の持っている特徴を生かした活用法を積極的に取り入れていただきたいと、このように要望しますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

新村貴紀議員。

[4番 新村貴紀議員登壇]

○4番 新村貴紀議員 令和4年度邑楽町一般会計決算認定、反対討論をいたします。

一般会計歳入歳出、英語指導助手配置事業などから反対討論させていただきます。先ほど質問いたしましたとおり、邑楽中学校以外は外部委託の派遣となっていることですが、現在は全て委託ということです。外部委託に頼るのではなく、会計年度任用職員の直接雇用を行い、会計年度任用職員の待遇を改善すべきと考えます。外部委託は人事に関することを行っていただけますが、委託であり、派遣者個人の情報など詳細なことは把握できないと考えております。

また、外部委託の場合について町民の方の意見等をお聞きしますと、一般的には雇用主、町役場に対して、外部委託先派遣者が向いてしまうのではないかとの不安を感じるなどの意見もありました。外部委託先につきましては、事業に対して空白期間ややむを得ない事情の場合を除き、直接雇用を考えるべきと思います。また、委託業務に関しても町民などに意見を聞く機会を設け、決めるべきと考え、反対討論といたします。

○黒田重利議長 ほかに討論ありませんか。

小久保隆光議員。

[8番 小久保隆光議員登壇]

○8番 小久保隆光議員 認定第1号 令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

自主財源である町税は前年度より増加し、4億2,018万5,000円増の43億781万8,000円となりました。また、国の新型コロナウイルス感染症対策の経費も加えられていますが、前年度と比較すると国庫支出金は減少し、15億64万4,000円となります。歳入総額に占める割合3.2%減少の12.7%となっております。基金からの繰入金は、前年度より7,143万2,000円増の8億3,418万6,000円となっております。

歳出総額の執行率は、前年度より2.1%増加し94.4%となりました。ほとんどの事業が年度内に 完了しており、効率的な事業が行われたと思われますが、さらに年度内に事業を完了できるよう効 率的な事業執行の努力が求められております。

主な事業の成果としましては、住民税非課税世帯等に対し、国の新型コロナウイルス感染症対策事業として臨時特別給付金3,940万円の支給、エネルギー食料品等価格高騰対策として電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金9,580万円の支給を行っております。加えて、食費等の物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金1,508万円の支給などが行われました。新型コロナウイルスワクチン接種事業では、1億2,162万円を費やして実施されました。

地方創生臨時交付金を活用した町独自のコロナ禍における原油価格・物価高騰対策事業として、 住民税均等割のみ課税世帯に対し緊急生活支援給付金を1,836万円支給し、農業者に農業者応援給 付金を1,785万円を支給し、中小企業者等応援給付金を3,925万円を支給し、子ども応援給付金 1,744万円を支給しております。また、原油価格等の物価高騰により影響を受けた町民や事業主に 対する対策等に配慮し、プレミアム付商品券のコハクペイを販売し4億9,876万円が利用され、地 域経済の活性化と消費の下支えを行いました。

さらに教育関係では、コロナ対策のための教育環境改善として小学校の体育館の空調設備の整備を行い、小学校4校の体育館にエアコンが設置されました。学校環境改善事業では、小学校及び中学校体育館のトイレの改修工事が行われました。

生活基盤の整備では、邑楽南地区の生活拠点施設整備が進められ国道354号沿いに、邑楽南中学校東側の地域拠点のバスターミナル、邑楽館林農業協同組合の農産物直売所建設地周辺の道路整備等が事業費1億4,520万円で進められ、10月にはバスターミナル駐車場が供用開始し、町内循環バスと高速バスの運行が開始され、12月には農産物直売所がオープンしました。

鶉土地区画整理事業では、2億5,947万円で事業が取り組まれ推進が図られ、ほかに橋梁長寿命 化修繕計画の改訂、橋梁点検に基づく中央橋、簀の子橋、細谷橋の橋梁補修工事の実施や舗装補修 工事の実施により、インフラの長寿命化の取組が行われております。

町の施設についても、図書館及び長柄公民館の受変電設備更新工事を行うなど、施設の利用環境 の改善を図りながら、計画的な事業実施により財政負担を抑制しております。 財政面では、実質公債費比率は前年より0.3ポイント上昇して6.7%ですが、早期健全化基準の25.0%に対して大きく下回っております。健全な財政が維持されています。

以上のとおり、令和4年度においては堅実な財政運営が行われております。

令和4年度は、コロナ禍においてエネルギー・食品等価格高騰対策としていくつもの事業が取り 組まれました。今後は、経済の回復とともに人員不足が深刻化していく状況がうかがえます。この ような社会経済状況の変化を注視し、取り組んでいく必要があります。

今後もアフターコロナへの転換を進め、社会経済活動に重きを置きながら、新型コロナウイルス 感染症の変異株の発生などによる感染者の急増、ロシアによるウクライナ侵攻などによるエネルギ ー・食料品等の価格高騰の動向に注視することが必要です。これらの社会経済状況の変化に対応す るために、町民の生活を支える適切な行政運営により、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指 し、さらなる行政運営の効率化と行政サービスの充実に努力をされるようお願いし、賛成討論とい たします。

○黒田重利議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第1号 令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○黒田重利議長 起立多数。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。

〔午前11時56分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午後 零時06分 再開]

◎日程第2 認定第2号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について

○黒田重利議長 日程第2、認定第2号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

新村貴紀議員。

- ○4番 新村貴紀議員 今回国民健康保険税につきましてインターネット上に、去年の令和4年から未就学児に係る均等割の軽減を行っているということで、子育て世帯の負担軽減を図るために令和4年度分から国民健康保険に加入している未就学児、小学校入学前の子どもに係る均等割の2分の1を軽減します。所得により、2、5、7割軽減が適用されている場合でも、軽減率後の均等割額2分の1を軽減しますということで、今回4月から均等割のところで、町のできることということで対策を打っていただきましてありがとうございます。実際に富裕層でない方とか高齢者の方が加入するパターンが多いということで、なかなか収入が少ない中で国民健康保険税は、通常の全国健康保険協会と違って企業負担等がなくて、かなり高い状態です。町でできる範疇というのは決まってくると思うのですけれども、今後もできる範疇で何とか減免措置をお願いしたいのですが、町長にその件についてお話しいただければと思います。
- ○黒田重利議長 金子町長。
- ○金子正一町長 国民健康保険の被保険者については、ご案内のように低所得者層、あるいは高齢者 の方が多いわけでもあります。したがって、ご質問の内容は状況に応じてというお話もありました が、町としても必要性に応じて十分研究をさせていただくということでご理解いただきたいと、このように思います。
- ○黒田重利議長 新村貴紀議員。
- ○4番 新村貴紀議員 今回の未就学児に係る均等割の軽減につきまして、町が行うことにつきましては評価させていただきたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

原義裕議員。

〔13番 原 義裕議員登壇〕

○13番 原 義裕議員 認定第2号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的に、被保険者の疾病、 出産及び死亡などに関し必要な保険給付を行う医療保険制度で、国民皆保険体制の基礎となる制度 として、地域医療の確保や町民の健康保持増進に大きく貢献しております。

本町における令和4年度末の加入世帯数は3,740世帯であり、総世帯に占める加入率は34.8%となっております。被保険者は5,872人で、総人口に占める加入率は22.8%となっております。

令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計ですが、歳入のうち国民健康保険税は前年度に比べ4%の減となっています。一方、歳出のうち歳出総額の67.3%を占める保険給付費は、前年度比0.9%の減となっております。また、収支差引額から歳入の繰越金を差し引いた単年度収支においては約1,974万円プラスとなっておりますが、国民健康保険財政は依然として厳しい状況にあります。

今年度も、特定健診や保健指導など医療費削減に向けて保健事業の充実や健康増進対策を行い、

- 一層の国民健康保険財政の健全化を図り、持続可能な国民健康保険制度になるよう期待して本認定 に賛成いたします。
- ○黒田重利議長 ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第2号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○黒田重利議長 起立全員。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第3 認定第3号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○黒田重利議長 日程第3、認定第3号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第3号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○黒田重利議長 起立全員。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 認定第4号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 について

○黒田重利議長 日程第4、認定第4号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 認定第4号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 賛成討論を行います。

全国的に高齢化が進む中、邑楽町においても令和4年度末の高齢化率は32.57%と、速いスピードで確実に上昇しています。要介護高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などが着実に増える中で、介護保険制度は住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための介護や生活支援などのサービスを受けることができる非常に重要な制度であります。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の中間年度でありました。地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保が大きな方向性として示されています。事業の健全な運営の継続を図るとともに、制度の維持、発展のため、より利用者等のニーズに合った介護サービスの提供を続けるとともに、地域支援事業における介護予防や在宅医療、介護連携の取組、邑助けネットワークに代表する生活支援体制整備事業における地域づくりなど、地域の自主性や主体性に基づいた地域の特性に応じた施策の展開により、地域包括ケアシステムの構築へ向け各事業のさらなる推進と充実を要望し、本認定に賛成いたします。

○黒田重利議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第4号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決しま

す。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第5 認定第5号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○黒田重利議長 日程第5、認定第5号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

塩井早苗議員。

[12番 塩井早苗議員登壇]

○12番 塩井早苗議員 認定第5号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての賛成討論を行います。

令和4年度末の公共下水道の供用開始区域は、前年度から2ヘクタール増加し、224ヘクタールとなりました。このことは、全体計画面積242ヘクタールの9割以上が整備されていることを示します。また、供用開始区域内の全人口に対し、実際に下水道へ接続している人口の割合も8割以上と、公共下水道に対する関係者のご理解の下、順調に推移しています。

人口減少などにより厳しい財政状況下ではありますが、地方公営企業法を適用し、企業的性質を 生かしながら、さらなる接続人口の推進を図り、より一層の経営の効率化及び健全化を図ることを 要望し、本認定に賛成します。

○黒田重利議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第5号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日15日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

〔午後 零時25分 散会〕